5月25日改定 新型コロナウイルス感染拡大防止のための指針

この指針は、幼稚園共通を原則としますが、感染状況に応じて園・役職ごとに判断することがあります。 また、感染状況の変化等で随時見直しを行う場合があります。

認定こども園 くにや幼稚園 令和4年5月25日改定

| 制限 | 基準 | 具体的な要件例 | 県の定める警戒レベル | | |
|-------------|--|---|------------|---------------------------|---|
| 新しい 生活様式 | 新規感染者数ゼロ | 新規感染者数ゼロを維持 | 0 | 感染者ゼロ | |
| 制限(小) | 園がある地域(近隣市町村含む)に感染者が発生し、 感染拡大防止及び安全配慮の観点から、必要と認める 場合 | 栃木県および園がある地域に感染者の散発 的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階・園がある地域(近隣市町村を含む)に感染 者が発生 | 1 | 維持すべきレベル | 感染収縮期感染拡大期ま |
| | | ・感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階 | 2 | 警戒を強化すべき レベル | |
| 制限(中) | ①知事および市町村から、平日の自宅待機その他の行動規制に関する要請があった場合 ②園に関係が近い者(園児・職員を除く)の感染が確認され、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、必要と認める場合 | ・国(県)まん延防止等重点措置・園がある地域(近隣市町村を含む)で感染者が拡大・感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 | 3 | 対策を強化すべきレベル | ん延防止等重 |
| | 国の新型インフルエンザ対策特別措置法の規定に基づく緊急事態宣言の特定警戒都道府県に指定され、知事から生活に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないこと、その他の新型コロナウイルス感染防止に必要な強力を要請された場合等 | ・国(県)緊急事態措置・爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 | 4 | 避けたいレベル | 緊急事態措置 |
| 活動の 原則停止 | 園を閉鎖せざるを得ない場合 | ・園関係者(園児・教職員)で罹患者が発生・町からの登園自粛要請・町からの家庭での保育の協力のお願い | | 登園自粛要請 および 家庭での保育のお | |